

岸本町・溝口町合併協議会 第13回会議

日時 平成16年3月10日(水)午後2時から

場所 溝口町中央公民館 大会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 会長報告事項

(1) 元気で夢のある町をつくる会署名簿の取り扱いについて 2

4. 報告事項

(1) 協議項目 25 - 31 各種事務事業の取り扱い(土木建設事業)について . . . 7

(2) 協議項目 25 - 32 各種事務事業の取り扱い(農林水産事業)について . . . 8

(3) 協議項目 25 - 42 各種事務事業の取り扱い(その他)について 9

5. 協議事項

(1) 協議項目 7 機構及び組織の取り扱いについて 10

(2) 協議項目 13 広域行政の取り扱いについて 11

(3) 協議項目 15 消防団の取り扱いについて 12

(4) 協議項目 16 地方税の取り扱いについて 13

(5) 協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについて 14

(6) 協議項目 19 字名の取り扱いについて 15

(7) 協議項目 20 諮問機関の取り扱いについて 16

(8) 協議項目 25 - 7 各種事務事業の取り扱い(地域コミュニティ事業)について . . . 17

(9) 協議項目 25 - 11 各種事務事業の取り扱い(地域開発関係事業)について . 18

6. 提案事項

(1) 協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについて 19

(2) 協議項目 22 介護保険事業の取り扱いについて 20

(3) 協議項目 25 - 5 各種事務事業の取り扱い(納税関係業務)について . . . 21

(4) 協議項目 25 - 32 各種事務事業の取り扱い(農林水産事業)について . . . 22

7. その他

(1) 次回開催日について

(案) 4月7日 午後2時から 岸本町農村環境改善センター

8. 副会長閉会あいさつ

岸本町・溝口町合併協議会委員名簿

職名	委員区分	氏名	備考
会長	1号委員 (行政関係)	河合 勝	岸本町長
副会長		住田 圭成	溝口町長
委員		石田 保	岸本町助役
	圓山 和紀	溝口町助役	
	2号委員 (議会関係)	西村 忠	岸本町議会
		下村 有象	岸本町議会
		西郷 一義	岸本町議会
		野坂 明典	岸本町議会
		箕矢 静人	溝口町議会
		入江 正美	溝口町議会
		田中 宏	溝口町議会
	浦部 要右	溝口町議会	
	3号委員 (学識経験者)	池田 義則	岸本町学識経験者
		大前 直	岸本町学識経験者
		山西 敷	岸本町学識経験者
		秋田 壽江	岸本町学識経験者
		白石 鉄平	岸本町学識経験者
		中野 喜弘	溝口町学識経験者
		松本 和三	溝口町学識経験者
		南葉 正明	溝口町学識経験者
		小谷 勢津子	溝口町学識経験者
大森 正人		溝口町学識経験者	
監査委員	高塚 一男	岸本町代表監査委員	
	森谷 淳	溝口町監査委員	

岸本町・溝口町合併協議会幹事会名簿

溝 口 町			岸 本 町		
幹事長	助役	圓山 和紀	副幹事長	助役	石田 保
幹事	教育長	木村 寛司	幹事	教育長	妹尾 千秋
	総務課長	森田 俊朗		総務課長	岡田 賢治
	企画課長	杉原 良仁		地域振興課長	鞍掛 宣史

岸本町・溝口町合併協議会事務局名簿

事務局長	石田 保	岸本町助役	室長	佐蔵 絢子	溝口町課長囑託
副事務局長	圓山 和紀	溝口町助役	次長	斉下 正司	岸本町課長補佐
			次長	影山 知也	鳥取県主幹
			室長補佐	森 道彦	溝口町課長補佐
			主事	遠藤 友識	岸本町主事
			主事	小村 里美	岸本町囑託



岸本町・溝口町合併協議会
会長 河合 勝 様宛

署名目録

平成 16 年 2 月 25 日提出分 1,500 余署名

岸本町・溝口町合併協議会委員の皆様におかれましては、新しい町づくりに向けて日夜ご奮闘のことに敬意を表します。

私たち「元気で夢ある町をつくる会」は、本日、新町名を西大山に希望する署名 1,500 余名分（中間集計分・複写）及び、署名提案趣旨を提出いたします。

最終的には、無記名アンケートで投票数が一番多かった「伯耆町」の 2,385 名を上回る、2,500 名の署名を目標に活動しておりますが、中間集計 1,500 余名分を先行して提出することで、岸本町・溝口町合併協議会の皆様に、両町民の民意の把握と、今後の対応について時間をかけてご検討いただきますよう希望いたします。

また、2,500 署名提出時点での、岸本町・溝口町合併協議会の皆様のご対応につきまして、下記事項へのご回答をご対応をお願いいたします。

平成 16 年 2 月 25 日

元気で夢ある町をつくる会
代表 幸形 信



岸本町・溝口町合併協議会
会長 河合 勝 様宛

署名趣旨

【第1項】

私たちは署名活動を開始して両町民 1,500 名以上の方と新町名について話してきましたが、署名先で聞こえてくる町民からの声の大多数は

- ・「5 案アンケートには選ぶものが無かった」
- ・「仕方ないから何れかに○をつけて出した」
- ・「伯耆に○をして出したが、それでもいいなら西大山の署名をしたい」
- ・「選びようが無いから出さなかった」
- ・「大山が付く案がなぜ無いんだ」

．．．．．
という怒りと落胆の意見が大半です。

この度の署名に際して、「西大山」を希望する支持者数が、中間集計時点で、実名署名にて 1,500 名を越えましたが、4 月頃までに 2,500 署名以上をお持ちする予定です。

この数が、5 案アンケートで「伯耆町」を支持した無記名アンケート（○を付けるだけの簡易アンケート）の支持数 2,385 票を上回った場合、合併協議会において、どのような対応をいただけるのか、当会及び、町民への明確な文書による回答を望みます。

【第2項】

現在、合併協議会様からの答申として提案されています「伯耆」についても、両町民の大きな意志であり、この度の署名によって、是が非でも「西大山」をと、私たちも言っているわけではありません。

双方の案は、それぞれに一長一短があります。「伯耆」案は、地元では親しまれておりますし、ノスタルジーに包まれた名称であり、この地に根付いております。

一方「西大山」案は、自立した新町活性化の為の即効力ある名称案であります。この2案それぞれの価値観は、同じ尺度で図ることは難しく、とにかく町民の皆様へ公開された場所での徹底的な論議が不可欠と思います。

(1)

公開討論会（公開ディスカッション）にて両町民へ、各案の持つ特徴をよく浸透し、その上で論議を尽くすよう要望します。

(2)

再度、公正なる「伯耆」「西大山」を含む全町民アンケートの実施を強く希望します。

当会が 2,500 署名以上を達成した際に、この第2項の2点（公開討論会とアンケート実施）実現について、合併協議会側のお考えを、当会及び、町民へ明確な文書による回答を望みます。

以上

平成 16 年 2 月 25 日

元気で夢ある町をつくる会
代表 幸形 信



新町名に西大山を希望する署名内訳

岸本町 1,272人

溝口町 258人

その他市町村 41人

合計 1,571人

岸本町・溝口町合併協議会協議項目

番号	協議項目	25 各種事務事業の取り扱い一覧			
		25-1	25-2	25-27	25-28
1	合併の方式	財政事務		衛生関係事業	
2	合併の期日	消防防災関係事業		同和人権対策事業	
3	新町の名称	公共交通事業		上水道事業	
4	新町の事務所の位置	負担金の取扱い		下水道事業	
5	財産の取扱い	納税関係業務		土木建設事業	
6	慣行の取扱い	出納業務		農林水産業事業	
7	機構及び組織の取扱い	地域コミュニティ事業		商工業事業	
8	条例、規則等の取扱い	情報通信事業		観光事業	
9	議員定数及び任期の取扱い	地域間交流事業		治山治水事業	
10	農業委員会委員定数及び任期の取扱い	女性政策事業		小中学校の通学区 域	
11	特別職の職員の身分の取り扱い	地域開発関係事業		学校教育事業	
12	一般職の職員の身分の取り扱い	交通安全事業		学校給食事業	
13	広域行政の取扱い	広報公聴事業		社会教育事業	
14	公共的団体の取扱い	医療費助成		社会体育事業	
15	消防団の取扱い	健康づくり事業		文化振興事業	
16	地方税の取扱い	母子保健事業		その他	
17	使用料、手数料等の取扱い	老人保健事業			
18	補助金、交付金等の取扱い	高齢者福祉事業			
19	字名の取扱い	児童福祉事業			
20	諮問機関の取扱い	母子・父子・寡婦 福祉事業			
21	国民健康保険事業の取扱い	障害者福祉事業			
22	介護保険事業の取扱い	その他福祉事業			
23	電算システムの取扱い	社会福祉協議会			
24	新町建設計画	環境対策事業			
25	各種事務事業の取扱い	窓口業務			
26	郡の所属の取り扱い	保育事業			

報告第 1 号

協議項目 25 - 31 各種事務事業の取り扱い(土木建設事業)について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 31 各種事務事業の取り扱い(土木建設事業)については、次のとおりとする。

- 1 町道管理事業(道路台帳)については、合併後 5 年を目標に溝口町の例により一元化するものとする。
(別添資料P1)

平成16年3月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

報告第 2 号

協議項目 25 - 32 各種事務事業の取り扱い(農林水産事業)について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 32 各種事務事業の取り扱い(農林水産事業)については、次のとおりとする。

- 1 農道維持管理事業については、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P2)

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

報告第3号

協議項目 25 - 42 各種事務事業の取り扱い(その他)について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 42 各種事務事業の取り扱い(その他)については、次のとおりとする。

- 1 町議会議事録については、合併時に溝口町の例により一元化するものとする。
(別添資料P3)
- 2 旧議会については、合併後に検討するものとする。
(別添資料P3)

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議第 1 号

協議項目 7 機構及び組織の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 7 機構及び組織の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 行政改革重点推進方針・実施計画については、合併後に一元化するものとする。
(第 11 回会議別添資料 P8)

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 2 号

協議項目 13 広域行政の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 13 広域行政の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 土地開発公社については、新町発足の前日をもって岸本町は西伯郡南部土地開発公社を脱退し、溝口町土地開発公社の定款を変更して新町において新たな土地開発公社を設立するものとする。

(第 11 回会議別添資料 P9、今回別添資料 P4～12)

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 3 号

協議項目 15 消防団の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 15 消防団の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 消防団については、合併時に次のとおり一元化するものとする。
 - 団員数は 163 人とする。(8 分団各 20 人、団長 1 人、副団長 2 人)
 - 団員報酬及び費用弁償については、別に調整するものとする。
 - 消防団員福祉共済掛金の補助については、1 人当り 3,000 円の掛金に対し 2,000 円(3 分の 2)とする。
 - 各分団の配備車両は、当面現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - 幹部研修については、岸本町の例によるものとする。
- 2 消防団の取り扱いについては、合併時に溝口町の例により一元化するものとする。
(第 11 回会議別添資料 P10～12)

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 4 号

協議項目 16 地方税の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 16 地方税の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 個人町県民税については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。
(第 11 回会議別添資料P13、18～22)
- 2 法人町民税については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(第 11 回会議別添資料P14、18～22)
- 3 固定資産税については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。
(第 11 回会議別添資料P14、18～22)
- 4 軽自動車税については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(第 11 回会議別添資料P15、18～22)
- 5 たばこ税については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(第 11 回会議別添資料P16、18～22)
- 6 入湯税については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(第 11 回会議別添資料P16、18～22)
- 7 家屋評価については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(第 11 回会議別添資料P17、18～22)
- 8 土地評価については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。
(第 11 回会議別添資料P17、18～22)
- 9 償却資産評価については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(第 11 回会議別添資料P17、18～22)

上記の 1 から 9 の調整において、合併の期日が年度中途の場合で、納期等取り扱いに差異があるものについては、当該年度は旧町の例によるものとし、合併の翌年度から一元化するものとする。

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 5 号

協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 納税組合設立補助金については、合併時に廃止するものとする。
(第 11 回会議別添資料P23)

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 6 号

協議項目 19 字名の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 19 字名の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 字名のうち岸本町福岡と溝口町福岡については、合併前に調整を図り合併時に再編するものとし、その他の字名については、現行のとおりとする。
(岸本町の「福岡」を変える。新たな名称については、住民の意向を尊重する。)
- 2 新町の字の区域及び字の表記は、現行のとおりとする。
(大字名の前に「大字」の文字を表記しない。)
(第 11 回会議別添資料P24)

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 7 号

協議項目 20 諮問機関の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 20 諮問機関の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 総合計画審議会については、合併後に一元化するものとする。
(第 11 回会議別添資料P25)
- 2 地域省エネルギービジョン策定委員会については、合併後に調整するものとする。
(第 11 回会議別添資料P25)

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 8 号

協議項目 25 - 7 各種事務事業の取り扱い(地域コミュニティ事業)について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 7 各種事務事業の取り扱い(地域コミュニティ事業)については、次のとおりとする。

- 1 有線放送の取り扱いについては、合併時に次により一元化するものとする。
岸本町の補助制度は廃止するものとする。ただし、台風等の災害復旧については、8割補助とする。
中国電力柱及びNTT柱の共架料は、町が負担するものとする。
(第 11 回会議別添資料P26)

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 9 号

協議項目 25 - 11 各種事務事業の取り扱い(地域開発関係事業)について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 7 各種事務事業の取り扱い(地域開発関係事業)については、次のとおりとする。

- 1 国土利用計画策定事業については、合併後に新たに策定するものとする。
(第 11 回会議別添資料P27)
- 2 総合計画策定事業については、合併後に新たに策定するものとする。
(第 11 回会議別添資料P27)
- 3 岸本町地域建設事業計画については、その内容を新町総合計画に反映させるものとする。
(第 11 回会議別添資料P28)

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 1 号

協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 土地改良負担補助事業(町土地改良事業償還補助金)については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町における新規事業に係る補助については別に定めるものとする。
(別添資料P13)
- 2 農業基盤整備事業償還補助金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町における新規事業に係る補助については別に定めるものとする。
(別添資料P13)
- 3 土地改良運営補助金事業については、岸本町の例によるものとする。
(別添資料P13)
- 4 森林シンポジウム補助金については、岸本町の例によるものとし、合併後 3 年以内に算定方法の見直しを行なうものとする。
(別添資料P14)

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 2 号

協議項目 22 介護保険事業の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 22 介護保険事業の取り扱いについては、合併時に岸本町の例により一元化するものとする。

(新町発足時に南部箕蚊屋広域連合に加入する。)

(別添資料P15～18)

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 3 号

協議項目 25 - 5 各種事務事業の取り扱い(納税関係業務)について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 5 各種事務事業の取り扱い(納税関係業務)については、次のとおりとする。

- 1 納税奨励事業のうち納期前納付に対する報奨金については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。ただし、国民健康保険税の納期前納付に対する報奨金は廃止するものとする。

(別添資料P19～21)

- 2 納税奨励事業のうち町税徴収取り扱い手数料については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。ただし、手数料の交付率については、溝口町の例によるものとする。

なお、合併後の早い時期に制度を廃止する方向で検討するものとする。

(別添資料P19、20、22)

- 3 納税奨励事業のうち優良納税組合表彰及び納税組合長報酬については、合併後に廃止するものとする。

(別添資料P19)

上記のいずれの調整も、合併が年度中途の場合は、当該年度は現行のとおりとし、翌年度から行なうものとする。

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 4 号

協議項目 25 - 32 各種事務事業の取り扱い(農林水産事業)について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 32 各種事務事業の取り扱い(農林水産事業)については、次のとおりとする。

- 1 松くい虫防除事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に事業の見直しを行なうものとする。
(別添資料P23)
- 2 樹種転換に係る造林事業補助金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P23)
- 3 町管理林道維持管理事業については、合併時に溝口町の例により新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P23)
- 4 町有林管理事業について、合併時に岸本町の例により新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P24)
- 5 森林管理巡視事業については、合併後に廃止するものとする。
(別添資料P24)

平成 16 年 3 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝